５　交換輸血（１回につき）　5,250点

注１　輸血に伴って、患者に対して輸血の必要性、危険性等について文書による説明を行った場合に算定する。

２　自家採血、保存血又は自己血の輸血量には、抗凝固液の量は含まれないものとする。

３　骨髄内輸血又は血管露出術を行った場合は、所定点数に区分番号Ｄ４０４に掲げる骨髄穿刺又は区分番号Ｋ６０６に掲げる血管露出術の所定点数をそれぞれ加算する。

４　輸血に当たって薬剤を使用した場合は、薬剤の費用として、第４節に掲げる所定点数を加算する。

５　輸血に伴って行った患者の血液型検査（ＡＢＯ式及びRh式）の費用として48点を所定点数に加算する。

６　不規則抗体検査の費用として検査回数にかかわらず１月につき200点を所定点数に加算する。ただし、頻回に輸血を行う場合にあっては、１週間に１回を限度として、200点を所定点数に加算する。

７　ＨＬＡ型適合血小板輸血に伴って行ったＨＬＡ型クラスⅠ（Ａ、Ｂ、Ｃ）又はクラスⅡ（ＤＲ、ＤＱ、ＤＰ）の費用として、検査回数にかかわらず一連につきそれぞれの所定点数に1,000点又は1,400点を加算する。

８　輸血に伴って、血液交叉試験又は間接クームス検査を行った場合は、１回につき30点又は34点をそれぞれ加算する。

９　６歳未満の乳幼児の場合は、26点を所定点数に加算する。

10　輸血に伴って行った供血者の諸検査、輸血用回路及び輸血用針は、所定点数に含まれるものとする。

11　輸血に伴って、血液を保存する費用は、所定点数に含まれるものとする。

12　血小板輸血に伴って、血小板洗浄術を行った場合には、血小板洗浄術加算として、580点を所定点数に加算する。

Ｋ９２０－２　輸血管理料

１　輸血管理料Ⅰ　220点

２　輸血管理料Ⅱ　110点

注１　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、輸血を行った場合に、月１回を限度として、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。

２　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、輸血製剤が適正に使用されている場合には、輸血適正使用加算として、所定点数に、１においては120点、２においては60点を加算する。

３　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において貯血式自己血輸血を実施した場合は、貯血式自己血輸血管理体制加算として、50点を所定点数に加算する。

Ｋ９２１　造血幹細胞採取（一連につき）

１　骨髄採取

イ　同種移植の場合　21,640点

ロ　自家移植の場合　17,440点

２　末梢血幹細胞採取

イ　同種移植の場合　21,640点

ロ　自家移植の場合　17,440点

注１　同種移植における造血幹細胞提供者に係る造血幹細胞採取、組織適合性試験及び造血幹細胞測定の費用並びに造血幹細胞提供前後における健康管理等に係る費用は、所定点数に含まれる。

２　造血幹細胞採取に当たって薬剤を使用した場合は、薬剤の費用として、第４節に掲げる所定点数を加算する。

Ｋ９２２　造血幹細胞移植

１　骨髄移植

イ　同種移植の場合　66,450点

ロ　自家移植の場合　25,850点

２　末梢血幹細胞移植

イ　同種移植の場合　66,450点

ロ　自家移植の場合　30,850点

３　臍帯血移植　66,450点

注１　同種移植を行った場合は、造血幹細胞採取のために要した提供者の療養上の費用として、この表に掲げる所定点数により算定した点数を加算する。

２　造血幹細胞移植に当たって薬剤を使用した場合は、薬剤の費用として、第４節に掲げる所定点数を加算する。

３　６歳未満の乳幼児の場合は、26点を所定点数に加算する。

４　造血幹細胞移植に当たって使用した輸血用バッグ及び輸血用針は、所定点数に含まれるものとする。

５　造血幹細胞移植者に係る造血幹細胞採取、組織適合性試験及び造血幹細胞測定の費用は所定点数に含まれるものとする。

６　臍帯血移植に用いられた臍帯血に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれるものとする。

７　抗ＨＬＡ抗体検査を行う場合には、抗ＨＬＡ抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加算する。

Ｋ９２３　術中術後自己血回収術（自己血回収器具によるもの）　4,500点

注１　併施される手術の所定点数とは別に算定する。

２　使用した術中術後自己血回収セットの費用は、所定点数に含まれるものとする。

Ｋ９２４　自己生体組織接着剤作成術　1,400点

注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、自己生体組織接着剤を用いた場合に算定する。

第３節　手術医療機器等加算

区分

Ｋ９３０　脊髄誘発電位測定等加算

１　脳、脊椎、脊髄又は大動脈瘤の手術に用いた場合　3,130点

２　甲状腺又は副甲状腺の手術に用いた場合　2,500点

Ｋ９３１　超音波凝固切開装置等加算　3,000点

注　胸腔鏡下若しくは腹腔鏡下による手術又は悪性腫瘍等に係る手術に当たって、超音波凝固切開装置等を使用した場合に算定する。

Ｋ９３２　創外固定器加算　10,000点

注　区分番号Ｋ０４６、Ｋ０５６－２、Ｋ０５８、Ｋ０７３、Ｋ０７６又はＫ１２５に掲げる手術に当たって、創外固定器を使用した場合に算定する。